

川口市男女共同参画推進条例の手引



平成24年4月

川 口 市

目 次

1	条例制定の趣旨	1
2	条例の解説	1
	(1) 条例の構成	1
	(2) 条文と解説	2
	第1章 総則	2
	第1条 目的	2
	第2条 定義	2
	第3条 基本理念	6
	第4条 市の責務	10
	第5条 市民の責務	11
	第6条 事業者の責務	11
	第7条 性別による権利侵害の禁止	12
	第8条 教育の場における男女共同参画の推進	12
	第9条 公衆に表示する情報に関する配慮	13
	第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策	13
	第10条 基本計画	13
	第11条 報告書の作成	14
	第12条 市の施策	14
	第13条 拠点施設の設置	15
	第14条 苦情の申出等及び処理	16
	第15条 川口市男女共同参画推進委員会の設置	16
	第16条 委員会の所掌事務	16
	第17条 委員会の組織及び運営	17
	第3章 雑則	17
	第18条 委任	17
	資料	
	男女共同参画社会基本法	21
	川口市男女共同参画条例策定委員会委員名簿	26

1 条例制定の趣旨

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、私たちには、性別に関わりなく個人として尊重され、平等な扱いを受ける権利があります。また、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際社会における取組とも連動しつつ着実に進められています。

川口市では、これまで、男女が共に対等なパートナーとして、伸びやかに生きることでできるまちを目指して、男女共同参画の指針となる基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、あらゆる分野で男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い、支え合う男女共同参画社会を実現するためには、なお一層の努力が必要です。

また、少子高齢化が進み家族形態が多様化していくという社会経済情勢の変化の中で、川口市自治基本条例が目的とする、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くためには、市民一人ひとりの仕事と生活の調和が必要であり、職場をはじめ地域や家庭等での取組が求められています。

このため、川口市は、男女共同参画社会の形成を重要課題と位置付け、男女共同参画の理解を深めるとともに、市、市民及び事業者の協働の下、男女が共に能力を発揮し、それぞれの個性が輝く社会を実現することを決意し、この条例を制定しました。

2 条例の解説

(1) 条例の構成

- ・第1章 総則（第1条―第9条）

- ※「目的」、「定義」、「基本理念」、「責務」、「性別による権利侵害の禁止」、「教育の場における男女共同参画の推進」、「公衆に表示する情報に関する配慮」など、本条例の基本となる事項を「総則」としてまとめています。

- ・第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条―第17条）

- ※男女共同参画を推進するため、市が行うべき主な施策として、「基本計画の策定」、「報告書の作成」、「市の施策」、「拠点施設の設置」、「苦情処理制度」、「男女共同参画推進委員会の設置」などを、「基本的施策」として章立てしています。

- ・第3章 雑則（第18条）

- ・附則

(2) 条文と解説

(名称)

川口市男女共同参画推進条例

[解説]

この条例では、実質的な男女共同参画社会の実現を目的に掲げ、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野における意思決定過程へ参画できること、いわゆる「男女共同参画」を推進することが極めて重要なことから標記名称としました。

また、この条例は男女両方を対象とした条例であり、女性のみ、男性のみを対象とした規定もありません。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

[解説]

第1条は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現するという条例の目的を定めています。

男女共同参画の推進には、市民一人ひとりの意識が深くかかわっていることから、この条例をよりどころとして、市、市民及び事業者がこの条例に定められた基本理念にのっとり、それぞれの責務を認識して取り組んでいくことが重要であることを明確にしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

男女が、^①社会の対等な構成員として、^②自らの意思によって ^③社会のあらゆる分野における^④活動に参画する機会が確保され、もって^⑤男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、^⑥共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置

^⑦前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、^⑧必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民

市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。

(4) 事業者

市内に事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント

^⑨性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス

^⑩配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

[解説]

第2条は、本条例に用いられている主要な用語及び重要な意味を持つ用語について、条例の解釈にあたり、明確にしておかなければならない用語の定義を定めています。

(1) 男女共同参画

男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）の定義に準じて「男女共同参画」の定義を定めています。

男女共同参画とは、男女が社会の対等なパートナーとして、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、職場、地域、学校、家庭など社会のあらゆる分野に参画することができ、それによって政治的、経済的、社会的及び文化的利益や喜びまでも分かち合い、同時に責任をも分かち合うことをいいます。

<用語解説>

① 「社会の対等な構成員として」

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっていることを示しています。

② 「自らの意思によって」

「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを述べています。

③ 「社会のあらゆる分野」

職場、地域、学校、家庭などのあらゆる分野のことをいいます。専業主婦を排除するものではありません。

④ 「活動に参画する機会が確保され」

「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わることをいいます。

なお「活動に参画する機会が確保され」ということは、能力にかかわらず全ての活動に参画する機会が確保されるという意味ではありません。

⑤ 「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」

男女という性別によって利益の違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができることをいいます。

⑥ 「共に責任を担う」

男女という性別によって責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置

基本法の定義に準じて「積極的改善措置」の定義を定めています。積極的改善措置は、「ポジティブ・アクション」ともいいます。

職場、地域、学校、家庭などあらゆる分野における男女間の格差を改善するため、暫定的に必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対して、積極的に機会を提供することをいい、これにより男女が対等なパートナーとして、自らの意思によって活動に参画することについて、実質的な機会の平等を保障しようというものです。

積極的改善措置は、男女どちらの側についても適用される措置ですが、現状では女性の参画する機会が少ない分野が多いことから女性を対象とした措置が多く、例としては、附属機関等の女性の登用率について目標値を定め、女性の参画を促進することなどが挙げられます。

<用語解説>

⑦「前号に規定する機会」

(1)の「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会」のことをいいます。現状では、女性の参画は進みつつあるが、男女の固定的な役割分担等により、いまだ格差が見られる状況にあり、女性の参画の機会が少ない分野が多い状況にあります。

⑧「必要な範囲内において」

格差を改善するために必要な範囲内において行なわれることを規定しており、男女間の参画する機会の格差について問題がなくなれば、積極的改善措置を講ずる必要もなくなります。その意味では、暫定的な措置という意味もこの中には含まれます。

(3) 市民

市内に居住する方だけでなく、市外に居住していても、市内に勤務、在学している方も含みます。市内で活動するものの例としては、地縁団体である町会・自治会、PTAなどや、各種のNPO、NGO、ボランティア団体やサークル活動などの自発的に社会活動を行っている団体を指します。

(4) 事業者

営利、非営利の事業者を問いませんが、民間企業（自営業者を含む。）、公益法人、営利法人、労働組合、協同組合などを指します。

(5) セクシュアル・ハラスメント

内閣府男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会」の定義に準じて定義しています。

性的な言動により、相手方に不快感を与えたり、相手の仕事や生活環境を害すること、また、被害者の対応に対して、被害者が職場などで何らかの不利益を受けたり、職場などの環境が不快になることも含んでいます。

「男女雇用機会均等法」第11条では雇用の場に限定していますが、本条例では、職場内に限らず、地域や学校など様々な生活の場で起こりうることを明示しています。

<用語解説>

⑨「性的な言動」

性的な言動とは、その言動を受ける個人が望まない、不快に感じる内容の発言や行動のほか、これらの背景にある性的な差別意識に基づく言動や性別役割分担意識に基づく言動も含まれます。

(6) ドメスティック・バイオレンス

配偶者など親密な関係にある者からの身体的、精神的、性的、経済的、言語的、その他の暴力的行為をいいます。

<用語解説>

⑩「配偶者等」

平成13年10月から施行されている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)では、「配偶者等」を、法律上の婚姻関係にある者だけでなく、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、過去において配偶者であった者と定めています。川口市では、さらに、いわゆるデートDV(10～20代の若い男女間での交際相手)も含めます。

身体的暴力…殴る蹴るといった直接何らかの有形力を行使するもの

精神的暴力…脅す、罵る、無視などの心無い言動により相手の心を傷つけるもの

性的暴力…性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

経済的な暴力…生活費を渡さない、借金を重ねるなど

言語的な暴力…「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言ったり、命令するような口調でものを言ったりして、相手の心を傷つけるもの(※精神的暴力の一種ですが、川口市では言葉も暴力になることをわかりやすくするため、明記しています)

※子どもの目の前で配偶者に暴力をふるうこと(=子どもにDVを見せること)は、児童虐待として「その他の暴力」にあたります。

殴る蹴るといった暴力は、刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

また暴言も含めた精神的暴力の結果、PTSD(外傷後ストレス障害)に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

※ドメスティック・バイオレンスは、重大な人権侵害であり、多くの場合は女性が被害者となっています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) ① 男女の個人としての尊厳が重んじられること、② 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、③ 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること ④ その他の男女の人権が尊重されること。

[解説]

第3条は、基本法の「基本理念」に準じて定めています。

基本理念は、男女共同参画を進めていくための基本的な考え方を6項目にわたり定めています。

(1) 第1号は、「男女の人権の尊重」について定めています。

男女の人権の尊重は、男女共同参画を推進する上でその根底を成す基本理念で、個人の尊厳、男女平等、個人の能力の発揮として明確化したものです。

憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、一人ひとりが自分の個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女ともに人権が尊重される社会にすることが重要です。

<用語解説>

①「男女の個人としての尊厳が重んじられること」

例えば、性別に起因する暴力(注)がないこと、男女の個人の人格が尊重されることなどがその意味として考えられます。また個人としての尊厳には、第5号の性と生殖に関する健康と権利の問題も含まれています。

(注)性別に起因する暴力には、夫・妻／パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が含まれます。

②「男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと」

男女平等の理念は憲法14条にも規定されているところであり、男女差別をなくしていくことは重要な理念であります。行為者に着目した「差別をしないこと」という文言ではなく、「差別的取扱いを受けない」と、行為の受け手に着目しています。すなわち、差別の意図の有無にかかわらず、性別による差別的取扱いを受けないことを基本理念として規定されています。

また「直接的であるか間接的であるかを問わず」とは、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの直接的な差別のほか、差別の意図の有無にかかわらず、また表面的には男女で異なる取り扱いを行っていない場合でも、結果として男女間で差別的効果をもたらすこととなったものも含まれます。

間接的な差別の例としては、募集・採用にあたり合理性・正当性が認められないにもかかわらず「身長170cm以上」などという条件を付けて、間接的・実質的に女性を締め出す効果を得るような場合を指します。

③「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」

男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女があらゆる分野における活動に参画するに当たっては、社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることを規定しています。

④「その他の男女の人権」

具体的には、生命、自由、幸福追求に対する権利や奴隷的拘束がなく政治信条の自由が確保されることなどを指します。

(基本理念)

第3条

(2) 男女が、^⑤性別による固定的な役割分担意識に基づいた^⑥社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること

[解説]

(2) 第2号は、「社会の制度又は慣行についての配慮」について定めています。

社会における制度や慣行のなかには、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担などが反映されることで、結果として個人の生き方や活動の自由な選択を妨げ、男女共同参画の推進を阻害する要因となるものもあります。そのため、男女共同参画の推進に当たっては、社会の制度や慣行の及ぼす影響に配慮することが求められます。

<用語解説>

⑤「性別による固定的な役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまうことをいいます。

例としては、「女性は家事や育児に専念し、家庭を守るべき」、「男性は育児に向かない」、「女性は、男性をサポートするような細やかな仕事が向いている」、「対外的なことや現場業務は男性の仕事」など。

⑥「社会の制度又は慣行」

制度の例としては、雇用の分野における昇給、昇格、仕事の内容についての差別のほか、出産や育児のための休暇を取得したことにより職場復帰が困難になったなどの事例が挙げられます。

慣行の例としては、地域活動において女性を役員にしないなど、合理的な理由や根拠がないにもかかわらず一方の性を排除したり制限したりすることが挙げられます。

※個別の制度、慣行について男女の活動の選択に対する影響の有無、影響の程度、対象となる制度・慣行の目的や効果等を考慮して検討されるべきです。なお、子どもの祝い事(鯉のぼり、ひな祭り)のような慣行まで求めるものではありません。

(基本理念)

第3条

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

[解説]

(3) 第3号は、「方針の立案及び意思決定への男女共同参画」について定めています。

男女共同参画社会を実現するためには、各分野における方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に、市や事業所、町会、PTAなど様々な機関や団体においても、男女が社会の対等なパートナーとして参画できる機会を確保する必要があります。

※日本は、国会議員における女性の割合、管理職に占める女性の割合などが諸外国と比較して低い状況にあります。男性優位の組織運営や固定的な性別役割分担意識等が、女性が進出していない理由として分析されています。

(基本理念)

第3条

(4) 家族を構成する男女が、^⑦互いの協力と^⑧社会の支援の下に、^⑨家庭生活における活動と^⑩職業生活、地域生活等における活動とを両立して行うことができること。

[解説]

(4)第4号は、「家庭生活における活動とその他の活動の両立」について定めています。

現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。男女共同参画社会を実現していくためには、家族を構成する男女が、互いに協力しあい、社会の支援を受けながら、家庭生活と他の活動(働くこと、学校に通うこと、地域活動をする事)との両立が、図られるようにすることが重要です。日本では男性の家庭参画が少ない状況にありますが、男性にとっても、家庭生活や地域生活に目を向けることは、高齢期を含めた生活を充実したものとするため重要な課題です。

<用語解説>

⑦「互いの協力」

どのように協力していくのかについては、個々の家庭生活における活動、家庭生活以外の活動の状況を踏まえ、家族を構成する男女の話し合いにより決められます。

⑧「社会の支援」

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立については、家族の協力だけではなく、行政による公的サービスや企業、NPO、ボランティア等民間による支援が必要であり、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

社会支援としては、保育所の充実、学童保育の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を所得しやすくするための環境整備、ホームヘルパーの充実、介護保険制度、様々な情報提供サービスなどです。

⑨「家庭生活における活動」

子育て、家族の介護、調理、掃除、洗濯、買い物、家の管理など家庭生活を行う上での様々な活動をいいます。

⑩「職業生活、地域生活等」

仕事、学習、地域活動、ボランティア活動等家庭生活における活動以外の活動をいいます。

(基本理念)

第3条

(5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。^⑪

[解説]

(5)第5号は、「性と生殖に関する健康と権利」について定めています。

男女が相手の性を尊重し、理解し合い、思いやりをもって生きていくこと、男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分理解し、思春期、高齢期など生涯を通じて健康が確保されることが重要です。

特に女性は、妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面することがあることを男女双方が理解し、望まない妊娠や性感染症など女性の健康と権利が脅かされることのないように、とりわけ女性が自己決定できる関係を築き上げることが大切です。

<用語解説>

⑪「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」(＝リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

なお、性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。生涯にわたる性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)とは、「性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされています。

(基本理念)

第3条

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。^⑫

[解説]

(6)第6号は、「国際協調」について定めています。

男女共同参画の推進は、国連の女性の地位向上に係る活動など、国際社会の取組と連動して進められてきました。日本も「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准しています。

男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接に関わっていることを認識し、世界的視野の下に行われることが大切です。

<用語解説>

⑫「国際社会における取組」

女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果(行動計画等)、国連総会での「女性に対する暴力撤廃宣言」等の国連の活動、ILOの活動などが挙げられます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する^①基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、^②男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する^③責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、^④必要な体制を整備するとともに、^⑤財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

[解説]

第4条は、男女共同参画の牽引役である本市の責務を定めています。

第1項は、基本法第9条「地方公共団体の責務」を受けたもので、市は、男女共同参画を推進するため、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置（積極的改善措置）を含む施策を総合的に策定し実施する責務があることを明示しています。

第2項は、男女共同参画の推進は、市全体で取り組む必要があることから、財政上の措置を含め、市内の推進体制を整えることを定めています。

第3項は、施策の推進にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携、協力して取り組むべきことを明らかにしています。

<用語解説>

①「基本理念にのっとり」

市が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する際には、第3条の基本理念を基準、手本とするということであり、これらの基本理念を常に念頭に置き、基本理念の趣旨に従うということを意味します。

②「男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）」

「男女共同参画の推進に関する施策」とは、「男女共同参画」を促し、進める効果のある施策一般のことです。本条において「（積極的改善措置を含む。以下同じ。）」と規定することで、以下の条文において「男女共同参画の推進に関する施策」という規定があれば、「積極的改善措置」が含まれることになります。

③「責務を有する」

本条項以下、第6条までをそれぞれ市民、事業者の「責務」という表題にしています。男女共同参画の推進は、市、市民、事業者が協働して取り組まなければならないため、それぞれが当事者として主体的に責任を分担する必要があることから「責務」という表題で統一しました。

④「必要な体制を整備する」

市役所内の推進体制としては関連課所長で構成する「男女共同参画市内連絡会議」の設置、第13条の拠点施設の設置、第14条の苦情処理制度、等をいいます。

⑤「財政上の措置」

男女共同参画の推進に関する施策を確実に実施するよう、予算等の措置を講ずることをいいます。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、①男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

[解説]

第5条は、男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠なことから、市民の主体的な取組を期待し、市民の責務を定めています。

第1項は、市民は、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野で、いろいろな立場から、互いに責任を担い協力することにより、男女共同参画の推進に努めていただくことを定めています。

第2項は、市が実施する施策を効果的に推進するため、積極的に参加あるいは協力していただくことを定めています。

<用語解説>

①「男女共同参画の推進に努める」

具体的には、各人が差別的取扱いをしないように心がけること、家庭において家族を構成する男女が、互いに協力し合うこと、地域や企業活動等の中にある固定的な役割分担意識に基づく慣行を見直すこと、などです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、①事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるような②就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[解説]

第6条は、事業者は社会経済活動において重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進には、雇用の分野での取組が大切なため、市民とは区別して事業者の責務を定めています。

第1項は、事業者は、男女共同参画の推進に努めていただくとともに、家庭や地域などを両立できるような就労環境を整備するよう努めていただくことを明示しています。

第2項は、市が実施する施策を効果的に推進するため、事業者に協力していただくことを定めています。

<用語解説>

①「事業活動」

企画や営業活動などの事業活動と雇用管理や福利厚生などの活動を指します。

②「就労環境の整備」

職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場づくりに取り組むとともに、職場内において

男女がともに意思決定の場へ参画する機会を拡大するなど性別による差別的取扱いを行わないよう取り組むことを指します。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、^①性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス^②その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

[解説]

すべての人は個人として尊重されなければなりません。

第7条は、男女共同参画を阻害する性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する権利侵害を禁止することを定めています。

これらは、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより個人の人権を侵害するものです。特にドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど人権侵害の根絶を目指すことは男女共同参画を推進するうえでも大きな課題の一つです。

これらの行為が人権侵害であるという認識を社会全体が持ち、性別による権利侵害が根絶され、男女が安心して暮らせる社会を目指します。

<用語解説>

①「性別による差別的取扱い」

差別する意図の有無にかかわらず、また表面的には性別により異なる取扱いをしていなくても、結果として差別を容認し、あるいは差別的な効果をもたらすこととなったものも含まれます。例としては、職場における昇給や昇格、仕事の内容などについての差別、結婚退職の慣行の奨励などが挙げられます。

②「その他の性別に起因する人権侵害」

例としては、性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引などが挙げられます。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

[解説]

「男の役目」「女の役目」など、幼児期の頃から学んだものが、生き方や夢を狭めていることがあるかもしれません。学校教育のみならず、家庭や職場等、あらゆる場が教育の場であるにとらえ、私達一人ひとりが、基本理念にのっとり教育していくことが、次世代の男女共同参画の推進に非常に重要であることを明記しています。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- (3) 過度の性的な表現

[解説]

第9条は、公衆に表示する情報への配慮を定めています。

ポスター、リーフレット、インターネットなどの公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現は用いないよう配慮することを定めています。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、①男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、②男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう③必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

[解説]

第10条は、男女共同参画を推進するための基本となる本市の基本計画策定の根拠、内容及び策定にあたっての手続きについて定めています。

基本計画の策定及び変更にあたっては、広く市民等の意見を反映させるとともに、第15条に規定する市長の附属機関である川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとします。

<用語解説>

①「男女共同参画の推進に関する施策」

第4条に規定されているように、積極的改善措置を含む市の施策をいいます。

②「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」

川口市では「川口市男女共同参画計画(平成13年)」を策定し、これに基づき、様々な施策を実施しています。

「川口市男女共同参画計画」は、川口市男女共同参画コーナー(火曜～土曜 9:30～18:15 キュポ・ラム4階)や市内各図書館、市政情報コーナーで閲覧できます。

③「必要な措置」

パブリック・コメントを実施します。

(報告書の作成)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

[解説]

第11条は、男女共同参画についての理解と施策への協力を求めるため、市が取り組む男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をまとめ、公表することを定めています。

<用語解説>

①「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況」

「川口市の男女共同参画行政」として、年1回報告書を作成しています。川口市男女共同参画コーナー(火曜～土曜 9:30～18:15 キュポ・ラム4階)や市内各図書館、市政情報コーナーで閲覧できます。

(市の施策)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。

[解説]

第12条は、市が行う男女共同参画を推進するための施策を定めています。

(1) 広報活動等

男女共同参画を推進するためには、市民及び事業者が第3条に定める基本理念について十分理解してもらう必要があることから、市は、広報活動など適切な措置を講ずることを定めています。

<用語解説>

①「適切な措置」

市では、男女共同参画情報紙「ワン・ステップ」の発行、男女共同参画カレンダー等の啓発誌の発行のほか、男

女共同参画のつどい(男女共同参画週間記念事業)、男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナー、イクメンフォトコンテスト等を開催しています。

(2) 市民等に対する支援

市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供など必要な措置を講ずるよう努めることを定めています。

(3) 教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現において、教育や学習の果たす役割は極めて大きなものがあります。学校教育、社会教育、その他のあらゆる分野において、男女共同参画に関する意識を育む教育を推進するため、市は必要な措置を講ずることを定めています。

(4) 積極的改善措置

職場、地域、学校、家庭などあらゆる分野の活動において、男女間に参画する際の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力して、男女のいずれか一方に対して、必要な範囲内で積極的に機会を提供するよう努めることを定めています。

(5) 調査研究

基本計画の策定や様々な施策を効果的に実施するため、市は、必要な情報収集、調査研究することを定めています。

(拠点施設の設置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該施策の実施及び活動の拠点となる施設を設置する。

[解説]

第13条は、男女共同参画を推進するための拠点施設の設置について定めたものです。

※現在川口市では、男女共同参画コーナー(火曜～土曜 9:30～18:15 キュボ・ラ M4 階)において、市が発行している情報紙や啓発誌、内閣府や埼玉県、他市等が作成している関連資料を展示しています。また、各種イベントやセミナーをはじめ、女性のための悩みごと電話相談等も実施し、幅広く男女共同参画の推進に努めています。

(苦情の申出等及び処理)

第14条 市民及び事業者は、市長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
- (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

[解説]

第14条は、苦情処理制度について定めています。

男女共同参画社会を実現するためには、苦情の処理等が重要であることから、市の施策についての苦情の処理のための必要な措置及び人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない旨規定しています。

なお、具体的な苦情処理の仕組みについては、平成24年度中に検討し規則を定め、25年度からスタートさせる予定です。

(川口市男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 本市における男女共同参画を推進するため、川口市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

[解説]

第15条は、男女共同参画を効果的に推進するため、市長の附属機関として川口市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の設置について定めています。

(委員会の所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる。

[解説]

第16条は、委員会の所掌事務について定めています。

第2項は、市長からの諮問がなくても委員会において必要と認められる事項について、市長に意見を述べることを定めています。

(委員会の組織及び運営)

第17条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 教育関係者
- (4) 知識経験者
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

[解説]

第17条は、委員会の組織について、委員の数、構成及び任期などを定めています。

第4項は、委員会の詳細については、規則で定めることとしており、これに基づき、川口市男女共同参画推進委員会規則（平成24年規則第9号）が定められています。

第3章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

[解説]

第18条は、規則などへの委任を定めています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

[解説]

この条例の施行日を定めています。

資料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

川口市男女共同参画条例策定委員会委員名簿（敬称略・順不同）

（任期：平成23年7月8日～平成24年1月19日）

No.	役職	氏名	所属	選出区分
1		神尾 裕子	教員	公募
2		原口 伸明	女性子育て支援拠点「アトリエ 0123」経営	公募
3		小林美佐恵	川口市男女共同参画推進員協議会	市内民間団体
4		北原 伸泰	民生委員・児童委員	市内民間団体
5		南 康裕	川口信用金庫(子育て応援宣言企業)	市内民間団体
6		田口 順子	市議会議員	知識経験者
7		関口 京子	市議会議員	知識経験者
8		矢野由紀子	市議会議員	知識経験者
9		橋本 正子	特定社会保険労務士、キャリアカウンセラー	知識経験者
10	副委員長	吉田 忠司	芝園中学校長	知識経験者
11		尾寄 新平	埼玉県川口保健所長	知識経験者
12	委員長	金井 郁	埼玉大学経済学部 准教授	学識経験者

川口市 市民生活部 協働推進課

〒332-0015 埼玉県川口市川口1-1-1キュボ・ラ本館棟M4階
電 話 048-227-7605 (直通)
FAX 048-226-7718
メー ル 040.01013@city.kawaguchi.lg.jp